

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

招 集

令和2年11月18日(水)午前10時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 稲 田 清 (副委員長) 安 田 篤
安 達 卓 是 岡 田 啓 介 奥 岩 浩 基 国 頭 靖
土 光 均 又 野 史 朗

欠席委員(0名)

議長及び副議長

岩崎議長 前原副議長

説明のため出席した者

伊木市長 伊澤副市長

【総務部】辻部長

[秘書広報課] 角課長

[財政課] 下関次長兼課長 大塚総括主計員 雑賀主事

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐

森井議事調査担当局長補佐 先灘調整官 安東議事調査担当主任

傍聴者

石橋議員 伊藤議員 今城議員 岡村議員 尾沢議員 門脇議員 田村議員

戸田議員 三鴨議員 矢田貝議員

報道関係者0人 一般1人

協議事件

- 1 11月臨時会の開催について
- 2 11月臨時会の提出議案について
- 3 11月臨時会の日程について
- 4 次回議会運営委員会の開催日時について
- 5 議会運営に関する提案事項について
 - (1) 陳情提出者への陳情結果の記載事項について
 - (2) 委員会におけるインターネット中継について
 - (3) 議会傍聴に係る手話通訳の実施について
 - (4) 請願書・陳情書の押印について
 - (5) その他

~~~~~

## 午前10時00分 開会

○稲田委員長 ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

協議事件1、11月臨時会の開催について説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 臨時議会の開催についてでございますが、11月24日火曜日に臨時議会の開催をお願いいたします。

**○稲田委員長** では先ほどもありましたとおり、11月24日火曜日10時からということで申出がございました。こちらで確認させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** 次、協議事件2に移ります。11月臨時議会の提出議案について説明を求めます。

辻総務部長。

**○辻総務部長** 市議会11月臨時会に提出する予定の議案について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。提案予定の議案は、条例2件をお願いするものでございます。

議案第94号は、米子市特別職の職員の給与に関する条例及び米子市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。人事院勧告を踏まえた国の特別職の給与改定に準じ、本市の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げのため、所要の整備を行おうとするものでございます。

次に、議案第95号は、米子市一般職の職員の給与に関する条例及び米子市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、本市の一般職の職員及び任期付職員の期末手当の支給割合を年間で0.05月分引き下げのため、所要の整備を行おうとするものでございます。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。委員の皆様、御確認をお願いいたします。

協議事件3に移ります。11月臨時会の日程について説明を求めます。

松下事務局長。

**○松下事務局長** 通告の関係についてでございますが、議案に対する質疑につきましては、明日11月19日木曜日正午まで、また討論につきましては、11月20日金曜日正午までとさせていただきますので、御確認をお願いいたします。以上でございます。

**○稲田委員長** それでは、質疑、討論の通告期限が、先ほど説明ございました。委員の皆様、確認をお願いいたします。

では次に移ります。協議事件4、次回議会運営委員会の開催日程について、こちらも記載のとおりでございますが、臨時会開会日の11月24日火曜日、午前9時20分からとしたいと思います。こちらも御確認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** そういたしますと、ここまでで執行部の皆様に関する部分は終わりましたので、執行部の皆様、御退席をお願いいたします。委員の皆様はそのままお残りください。

〔執行部退席〕

**○稲田委員長** 引き続きまして協議事件5、議会運営に関する提案事項についてを進めてまいります。まず、(1)陳情提出者への陳情結果の記載事項についてでございます。まずは資料の説明を求めます。

議会事務局安東さん。

**○安東議事調査担当主任** 陳情提出者への陳情結果の記載事項について御説明申し上げます。

ます。資料2のほうを御確認いただけますでしょうか。まず、請願・陳情提出者への結果を通知するまでの本市議会の流れについてでございます。大きく2つのパターンに分けておりまして、1つ目が請願または賛同議員がついた陳情の場合についてでございます。このパターンにつきましても、所管の委員会に付託後、採決されたものに対して委員会審査報告書に記載する意見の取りまとめを今現在しております。採択であれば、願意に賛同したため、不採択であれば各委員からの討論での御意見を正副委員長で集約していただき、その後各委員に御確認いただくというような流れで運用しております。またその後閉会後に本会議での採決結果に応じて掲載しております、次のページ以降で3種類入れさせていただいておりますけれども、内容の結果を記載し通知しております。また、2つ目のパターンとしまして、陳情の場合ですけれども、賛同議員がつかなかったものについてでございますけれども、こちらにつきましても、議会運営委員会のほうで議題に供さないことを確認した後に提出者のほうへの通知を行っているという運用にしております。先ほど申し上げましたように次のページ以降は、採択になった場合、不採択になった場合、委員会で例えばですけれども、委員会で決した内容と本会議で決した内容が変わったもの、という3パターンを入れさせていただいております。主なものとしまして、裏面になりますけれども、採択の場合、こちらにつきましても、理由の欄に願意に賛同したためということで、記載をして通知をしております。また次のページの不採択の場合でございますけれども、こちらにつきましても、各委員が確認した後の文章というか委員会審査報告に載せている内容を掲載させていただいております。裏面のほうにいきまして、委員会と本会議で採決内容が変わったというものにつきましても、理由というところはありませんで、経過の説明としてこれこれこういう経過で最終的に審議した結果、これこれとなりました。というような書き方で御案内の通知をさせていただいているところでございます。次のページには、参考に議会だよりではどういった書き方がされているかということでこれも掲載をさせていただいております。また、資料等には入れておりませんが、陳情結果の通知に、日頃から様々な御意見を頂戴することもありまして、例えばですけれども、理由欄の掲載があること自体を評価をしてくださる御意見でありましたり、理由の内容に御本人様の意図とは違う解釈での意見が掲載されていたりという御指摘でありましたり、掲載文書について、提出者の方に不快感を与えないよう求められたような御意見でありましたりとか、あと、先ほどの例にあったんですけれども、委員会と本会議で採決結果が変わる場合のことについて、理由がいただきたいというようなお声をいただくこともありました。以上を踏まえまして、また御協議をお願いいたします。説明は終わります。

**○稲田委員長** 説明が終わりました。では前回までも、端的にいいますと委員会での結果と本会議での結果が異なる場合の通知の在り方についてということで、以前からこれはこの場でも何度か話し合っていて議論させていただきましたし、また、前は各会派に持ち帰りということでまたその結果も今日聞かせていただくということにしておりましたので、どなたからでも結構ですが、発言を求めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

奥岩委員お願いします。

**○奥岩委員** 前回から会派に持ち帰らせていただきまして、協議させていただきました。現行どおりで特に問題ないという認識でしたので、そちらでお願いしたいと思います。

**○稲田委員長** ほかがございますでしょうか。

又野委員。

○**又野委員** 委員会で採択、本会議で不採択となった場合の理由が載っていないというところで、議会だよりのほうを見ると、インターネットの分に関しても反対意見とかが載っていますので、理由とかを載せたほうがいいと私は思っておりますので、よろしくお願ひします。

○**稲田委員長** 私からあとは指名させていただいてよろしいですか。

土光委員お願いします。

○**土光委員** 陳情者への結果を通知するときに、何らかの理由は私は必要だというふうに思います。ただ、今日の例では3つ目みたいに、委員会の結果と本会議の結果が変わったときに、過去、理由は特に書かないでという例がありましたけど、これも何らかの、これ議長名で出るものなので、こうこうこういう理由でという、これがある意味で議会の見解というように当然取ります。異なった場合、いろんな意見が出て結果的には採決で決まったということなので、必ずしも理由ということよりも、この審議の経過というか、そういった形で書けばいいのではないかと。これ理由等という言い方でも構わないと思う。つまり、陳情者にとってみれば、結果があつて、結果だけの通知というのは議会としての、特に陳情者に対しての説明責任というのは、果たせていないのではないかと思いますので、そういった何らかの理由とか経緯、審議の経過とか、ということは必要ではないかというふう思います。

○**稲田委員長** 土光委員、ちょっと私から尋ねさせてください。何らかのは分かるんですけど、具体的にはどういったものを。

○**土光委員** だから特に、委員会の結果と本会議の結果が変わった場合、それまで、それぞれいろんな場でそれに対する賛成の意見、反対の意見、最終的には議決で決まるので、そういった、私は経緯という言い方をしましたけど、これまでこういった賛成に関してこんな意見があつた。反対に関してはこんな意見があつた。採決の結果、こう決まった。これは実際、今日の議会だよりにもありますけど、議会だよりはそういう形で書かれています。それに準ずるようなことを書けばいいのではないかと思います。

○**稲田委員長** 先ほど又野委員が言われた、理由をというのは委員会内でのやり取りという部分と同じ意見ですかね。又野委員の言われた理由を書くということで。

〔「もう1回」と土光委員〕

○**稲田委員長** 何らかのということに対して、今、お話された内容は、委員会でのやり取りを書いている部分をそのまま、要は説明するというところで受け取りましたが、それでよろしいですかね。

○**土光委員** 何を聞いているのか、うまくよく分からないんだけど、改めて言いますと、例えば、この陳情者に対しての結果通知は議長名で出されます。だからある意味で議会としての見解というふうに当然陳情者は取ると思います。そのときに例えば、委員会と本会議の結果が一致する場合は、委員会での賛成意見、反対意見が出て、何らかの結果が出た。本会議でもそれを最終的には採決でそれを追認というか、その見解を認めたということになるので、結果的に委員会での賛成、反対、どちらかの理由が議会でもそういった議会のある意味で見解というふうに記述されるのではないかと思います、一致する場合はね。特にこの委員会と本会議の結果が一致しない場合は、委員会の結果が何らかの理由で本会議ではそれは追認されなかったということになります。実際なかなか本会議でどこがどういふふうな理由で追認されなかったというのは、なかなかそれは議会としての見解を書くのは

難しいと私は思いますので、だからそういった意味でそれぞれこんな経緯ということで、それぞれこんな賛成の意見、こんな反対の意見、採決の結果こう決まった。という書き方をすればいいのではないかと思うということです。

○**稲田委員長** ですので、賛成の意見と反対の意見が出る場合は、委員会だけですよね。

○**土光委員** ただ、本会議でも討論という場があります。

○**稲田委員長** 討論は前からお伝えしていますように個人の見解ですので、いみじくも土光委員が言われた議長名で出すということは、議会の総意というところとかみ合わせが悪いとかかみ合わないの、討論の内容は、伝える内容には含まないということでこれまで来ておりますので、今後については、私のほうからはもう言いませんけれども、ですから載せる理由は、もし討論がなければですよ、委員会でのやり取りの賛成・反対を載せるという意味で取ってよろしいですか。

○**土光委員** 委員会と本会議の結果が一致する場合ということですね。

○**稲田委員長** 一致しない場合。

○**土光委員** 一致しない場合。

○**稲田委員長** 一致する場合の。

○**土光委員** 一致する場合はそれでいいと思います。

○**稲田委員長** 論点が。

○**土光委員** どちらの話。一致する場合は特に問題はないのではないかと思います。

○**稲田委員長** ですので、一致する場合は、願意に賛同したためということになっております。

○**土光委員** 一致する場合でも不採択の場合、委員会でも不採択、本会議でも不採択、それ一致する場合です。委員会の結果と、その場合の書き方は理由をちゃんと書きますよね。単に願意に賛同じゃないですよ。今までそうしていると思います。こうこうこういう理由で不採択になった。その理由というのは、主に委員会の段階での理由がそのまま、本会議でもそれが追認されたわけですから、議会の見解というふうに考えていいのではないかと思います。

○**稲田委員長** 不採択の書面の在り方について、今、言及されたんですか。

○**土光委員** もう一度質問、聞いていることを。

○**稲田委員長** 要は、委員会と本会議が不一致というか、違う結果となった場合についての通知のところをここで今日、できるならば決めたいというふうに私のほうとしては考えていたんですが。

土光委員。

○**土光委員** だから話の前提としては、委員会の結果と本会議の結果が異なった場合、どういうふうを書くかということ。一致する場合は、つまり採択で一致するとか、不採択で一致するというのは、そこは特に今までどおりでいいという。

○**稲田委員長** 今までどおりでいいですね。

○**土光委員** 結果が異なる場合ということですよ。

○**稲田委員長** 不一致の場合。

○**土光委員** それは先ほど言ったように、なかなかなんで委員会の結果が本会議で覆ったかという理由は、なかなかそれぞれ各議員が自分の思いで手を挙げて採決が決まるので、その理由をきちんと深掘りというか、正式にするのは難しいと私は思いますので、だか

ら、経緯という言い方をしています。賛成の意見はこうあった。反対の意見はこうあった。採決の結果こうなった。という書き方しかできないし、それでいいのではないかということです。

**○稲田委員長** 安田委員。

**○安田委員** 今のはですね、新たな提案になると思うんです。前回のときの議論は、討論まで含めて、その結果に載せるべきだというような話の中で、今、新たに出たのが、その覆った場合、本会議で覆った場合に、その賛成意見、反対意見を載せるべきだというのは、新たな提案なんです。だからそれは、今回議題として載せるべきではないと思いますので、前回の討論まで含めて載せるということに関しては、それは不可能だと思いますので、私は今のままでいいというふうに主張しておきます。

**○稲田委員長** 岡田委員。

**○岡田委員** 現行どおりでいいと思います。

**○稲田委員長** 現行どおりで。

土光委員。

**○土光委員** 今の現行どおりというのは、過去にもあったけど、委員会の結果と本会議の結果が異なった場合、陳情者に通知する場合、理由に関することは書かない。結果だけ通知する。そういうやり方でいいという意味なんですか。

**○稲田委員長** そのように受け取っております。

国頭委員お願ひできますか。

**○国頭委員** ここに参考でついていますよね。委員会で採択、本会議で不採択になった例で、備考ということで、経過の説明ということで書いてあります。これでいいと思うんですけど、もう少し本来、少し丁寧にするならば、その採択しなかった委員会の不採択の場合に倣って委員会で不採択であった経過等を記載することが丁寧ではないかなと思っていますけど。

**○稲田委員長** 安達委員お願いします。

**○安達委員** 今までどおりの記載でいいと思います。

**○稲田委員長** そういたしますと、4人の方が今までどおり、現行どおりということでございました。3人の方が理由を載せる等の意見がございました。これを決める場合、委員長として申し上げたいと思いますが、今、現行どおりという意見が上回っておりますので、こちらに関しては、現行どおりのやり方で行うということで、取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 私が先ほど言ったことに関して、新たな提案だという言い方をされているんですけど、それは少なくとも違うと思います。これはもともと私がこれを提起した問題で、その理由は委員会と本会議の結果が異なった場合、理由を全く書かずに陳情者に結果だけを通知している。そういうことがあったと、これでは陳情者に対して議会として説明責任を果たしたとは必ずしも言えないというふうに思うので、だからそこを理由とは言わないまでも、経緯とかそういったことを書いたらどうですかという提案、これは以前していません。だから今日は別に新たな提案ではないです。それから、現行どおりでいいという方は、陳情者にとにかく陳情結果だけを伝える。経緯、理由を全く書かない。そういった伝え方が陳情者に対して、議会としての説明責任をこれで果たしていると言えると思っていますと

ということですか。そこを確認してください。

**○稲田委員長** 今、土光委員からありましたが、ちょっと私のほうから、この通知の在り方ですけれども、もちろん通知以外にも、議会は傍聴が可能です。もちろん委員会も本会議も、ちょっとコロナの影響で云々はございますけど、それはちょっと除外させていただきまして、本会議に関しましては、インターネット中継もなされておると。委員会、本会議、両方ともまた議事録は公開されるということでもありますので、そちらを閲覧いただく、あるいは、視聴いただくということで、あるいは傍聴に来ていただくということで、十分、その内容の公開、要は提出者には伝わるというものでありまして、要は議会の見解を、要は文字にすればするほど、そこに集約というか、まとめの作業が起きますので、そこから意味がはずれているとは私も思いませんが、傍聴なり、議事録を確認していただけるなりで全てが把握できますので、そういった方法を、こちらから御案内するのが適しているのかどうかは別としてですね、そちらはもう既に開示されておりますので、そちらを御利用いただければ、全てが提出者に御理解いただけるものだと私は思っております。ですので、何か議会から、伝える側が責任を果たしている、果たしていないということは、私はちょっと相入れない部分があると思っております。これは私の考えでございますが、委員の皆さん、今、土光委員が出された意見に対して何か御意見ございますでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** 議会だよりでも書いてあることがありますんで、せめてそれを載せることは問題ないと思うんですけども、先ほど委員長が言われた本会議の様子も委員会の様子もネットが出る。議事録もある。となると、例えば、不採択になった分のも理由を書かなくていいみたいな話になってくるとも考えられるので、やはり、不採択になった分の理由もきちんと書いてあるということを見ると、委員会でも本会議でも不採択になった分の話ですけれども、両方とも理由が書いてありますよね。この結果通知についての部分は、やっぱりそれに倣うような形で、なぜ不一致だった部分を委員会では採択だったけども、本会議では不採択になったというのは、やはり理由が書いてある分が両方とも一致した場合は書いてある以上、不一致だった分も何かしらの理由は、当然載せなければならぬのではないかなと私は思いますので、せめて委員会でどんな意見があったのかというのは、載せていただきたいなと思っております。このことについては確かに、前のときから土光委員は、議会だよりには載せているので、そういうような形でも載せられないかと委員会の中でも言われていたと思っております。以上です。

**○稲田委員長** 多分、今日、冒頭でお話されたのと同じ意見だというふうに受け取りました。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 話が戻るんですけど、現行どおりで会派でもお話をさせていただいて、現行どおりがいいですというお話をさせていただいたんですが、現行、委員会で採択となった場合、不採択となった場合、それがそのまま通った場合は、こういった記載であるというのを資料もつけていただいております。今、多分、議論になっているのが、委員会審査と本会議の審議が逆になってしまった場合に、どういうふうにとりようなところが一番話題になっているのかなと思っております。それが添付資料の2枚目の裏のところに、参考で書いてあるんですけど、備考のところでは経過の説明ということで、委員会審査の結果が

願意に賛同したためとの理由により採択となりましたが、本会議において審議した結果、不採択となりましたというような記載がありますので、このとおりですほんとに、委員会審査と本会議のことが違っていましたよというのをお伝えできれば、いいのかなと考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 審議の経過とか理由は、委員長が言ったように、本会議ではネット中継をされている。それから議事録も出る、これは委員会も含めて。それから議会だよりも賛成・反対の意見がまとめて出る。それはそうです。ただし、議事録が出るのは、実際あってから2、3か月後、かなり時期的にずれます。議会だよりも実際2、3か月後です。ネットに関しては、今、努力をしていますけど、委員会はまだネット中継されていません。という状況で、陳情者にとってみれば、なぜ不採択、採択の結果になったというのは、理由というのがすぐには分からないわけですよ。傍聴に来れば分かるけどというのは、それはちょっと私は無理だと思いますんで、そもそも陳情というのは、議会基本条例にこう書かれているんですよ。陳情というのは、市民からの政策についての提案として受け止める。そういうものなんです。その提案を特に不採択になった場合は、議会としては、提案として受け止めたけど、こういった理由でとか、こういった審議の経過でこうなったというのを私は丁寧に返事をすべきだと思います。単に本会議において審議した結果、不採択、そんなの全然丁寧な説明ではない。どういう審議がされたかというのは、やはり書くべきだと思います。それが私の意見です。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 今、陳情の結果の通知書ですよ、陳情を出していただいて、採択だったのか、不採択だったのか、という結果の通知で、あくまでも備考のところに書かせていただいているというような経過があると思いますので、確かに、議事録を見るまでには少しお時間がかかるかもしれないですけど、その辺りは事務処理のこともありますし、時間はかかるのかなと思っております。なので、結果通知自体は、きちっと現行で通知されておりますので、そこに対して問題はないのかなとは考えおります。

○**稲田委員長** 岡田委員。

○**岡田委員** 様々な御意見があると思うんですけども、土光さんの御意見もありますし、又野さんの御意見もあると思うんですけども、それをおっしゃったことも含めて私は現行どおりでいいというふうに思っておりますし、先ほど委員長がおっしゃったように、そういったものを全部含めた上で、それぞれの委員が4名はとりあえず現行どおりでいいということになったわけですから、それはそれとして、一つの結論として取り上げていただいて、また改めて議論をするならする。そのいろんなことを加味した上で、それぞれ現行どおりでいい、現行どおりじゃだめだと言っているわけで、結果的には現行どおりがいいという方が多いということですから、その重みをひとつはかっていたいただきたいなというふうに思いますけれどもいかがですか。

○**稲田委員長** 先ほど申したことと同じになります。現行がいいという意見を言われる方が4名いらっしゃいます。ということで、こちらのほうで、まとめさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○**稲田委員長** では現行と。



土光委員。

○**土光委員** ちょっと確認させてもらいます。基本的に、議会運営委員会は物事を多数決で決する場ではないと思っています。ただし、今回の件に関しては、私がある意味で新たな提案に関して、要は賛同が得られなかった。という意味で、今回はその提案は受け入れられない。ただ、継続で考えていくということもあっていいのではないかとということも含めて、今回の私の提案は委員会として賛同が得られなかったので、それは採用されないという、そういう意味で受け取ります。

○**稲田委員長** では(2)に移ります。委員会におけるインターネット中継についてです。こちらはこれも以前から議論させてもらっていますので、また各会派でいろいろな意見も出たかと思しますので、どなたからでも結構でございますので発言を求めます。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 持ち帰らせていただきまして、前回見積りも提示していただいたんですが、正直なところ、まだちょっと予算的に高いのかなというようなところがありますので、どこまでのスペックを求めておられるのか、その辺のところも含めまして、動画配信はもちろん、今後させていただきたいんですけど、マイクですとか、その辺もこのぐらいかかるのかなとか、もう少し安いのがないのかなとか、その辺も気になる場所ですんで、もう何社さんか、見積りがあるとありがたいなどは考えております。

○**稲田委員長** 意見ということで。

○**奥岩委員** はい。

○**稲田委員長** 事務局、またメモしてもらって対応が可能ですかね。対応、お願いします。

奥岩委員。

○**奥岩委員** 追加ですけど、もう何社さんかというふうに言わせていただいたので、パターン1、パターン2で作っていただいたんですけど、パターン1の場合のもう少し安いのか、パターン2の場合のもう少し安いのかがあるとうありがたいなと思います。

○**稲田委員長** 先灘さん。

○**先灘調整官** 私のほうからお答えさせていただきます。インターネット中継につきまして、費用が上から下まで結構差があります。これについては、システムで画像等を自動的にする云々によって価格が変わってきますが、一番下の価格というのは、そもそもがマイクとか、音響設備の問題でして、下のほうの額も出させていただいておりますので、これをさらに見積りとなりますと、この機材とマイク、音響設備等は最低限必要ですので、そういうものを今、見積りさせていただいておりますんで、これ以下のものを出すということになりますと、相当劣化といいますか、物が悪くなるというか、これは汎用品ではなくて、あまり出ていないものでございますので、ある程度、価格的には同じような金額のものでございます。ですで見積りとなっても、額的には500万か1,000万かという話になります。下のほうになりますと、最低限のものは、米子の場合は、実を申しますと、肉声でやっている珍しい議会です。それをまず設備を整えた上で、インターネット中継をやろうという形になりますので、おのずと設備にお金がかかるというのが実態です。ですから、ネット中継のカメラ等をつけるだけでしたら、それほどかからないんですけど、一から委員会室にそういう設備を整えた上で行うので、ある程度、数百万のお金というのは当然かかってくるということでございますので、見積りはまた研究させていただきたいと思いますが、大きく下がるということは、これはなかなか難しいのではないかとというふうに

は思っております。以上です。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 御答弁いただきましてありがとうございます。よく分かりました。事務局からの御説明をいただいたので、とすると、今までネット中継の設備がいるということを前提に議論を、前回の議運からされていたと思うんですけど、動画配信のところと、あとはまだ、今はまだ委員会室に準備ができていない集音設備とそっちのほうと2本立てで考えてやっていかないと、ということだというのがよく分かりましたので、見積りのところは、見積りといいますか、額が少し高いんじゃないかというようなお話もさせていただきましたが理解いたしました。そういたしますと、現行でいくと、そのパターン2で出していたところが一番安価な状態で導入ができるのではないかとということだと思っておりますので、あとは動画をどのように配信するかということなんんですけど、ちょっとそのところまでは申し訳ないです。持ち帰ったときには、この値段と内容を見させていただいて、もう少し下がるんじゃないかというような議論はさせていただいたんですが、ちょっと動画をどういうふうにやったらいいのかということまで詰め切れておりませんでしたので、可能でしたら少し期間をいただいて、会派内で持ち帰らせていただけたらと思います。

**○稲田委員長** 安田委員。

**○安田委員** 私も見させていただいて、会派で議論をさせていただきました。非常に高額だなと思うのは確かでありますけれども、私はオンラインでよくいろいろ会議をするんですけども、やっぱり低額になると画質が悪かったり、音が途切れたり、いろんなことが起きるわけです。だから、設置する場合には、ある程度、インターネットへの対応ができるような、どっから見ても画像が鮮明であって、音声きちっと届くようなそういうような設備にしてほしいなところ思っています。今、コロナ禍ですので、いつ委員会室で開催できるかというのは微妙でありますけれども、しっかりと議論をしていただいて、それは議運の中だと思っておりますけれども、ほんとにこれだったら大丈夫だというシステムができるような高額であっても、コロナ禍で財政的にも逼迫する、それがなくなった時点できちっとそれを導入できるような態勢をつくるべきだところ思っていますので、今のところ高額だと、非常に今設置するのは難しいなというのが、うちの会派での意見です。

**○稲田委員長** ほかございますでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** 一つは、ネット中継というか、中継という言い方をしていますが、つまりライブも含めてするのか、録画だけの配信にするのか、それが一つの選択だと思います。録画だけにするのかということと、ライブにするというのは当然録画を含むことですけど、それでかなり設備とかランニングコストが異なると思います。私は、こういったいわゆる委員会のネット中継を求めている人たちにちょっと意見をいろいろ聞いて、基本的に委員会に関しては、ライブまでは費用の関係で別にいいと、だから基本的に録画配信でということで検討すればいいのではないかと思います。そうすると、設備、特にランニングコストが全然異なってくると思います。あと、配信する場合のポイントは、やっぱり音はきちっと鮮明でない駄目だと思います。ある意味で議事録を読む、議事録だって文字だけなので、音は鮮明にという前提で設備は整えるべきだと思います。画像に関して、カメラに関しては例えば、どう撮り方をするのか、撮るときに発言者をいちいちフォーカスするのか、そういったいろいろな問題がありますが、そんなに音さえきちっとクリアであ

れば、画面は少なくとも、前からと後ろだけの固定というそういうレベルで、それとあとは費用との関係ですけど、ある程度それは節約できるところはしてもいいのではないかと、いうふうに思います。だからまず、録画配信だけでもいいから、やっぱりライブも含めて検討するかというところを決めれば、設備とかなんかも具体的に考えやすいのではないかと思います。それからこの前の話で、今委員会が、今日もですけど、本会議場でやっています。委員会室でやろうとすると新たな設備がいる。前の話では、委員会室の設備が整わないと本会議場でもしないという提案がありましたが、本会議場では設備があって、それこそしようと思ったらすぐにできるので、それはできるところから始めていけばいいのではないかと、というのが意見です。

**○稲田委員長** ほかございますでしょうか。

安達委員。

**○安達委員** 会派では正直言って、価格のところだけの比較をしてもらって、先ほど先灘さんが少し細かい説明をしていただきましたが、そういった条件までを詳しく分析していなかったので申し訳ありません。高いか低いかで、高いなという印象で会派では話しております。以上です。

**○稲田委員長** ほかございますでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** ある程度の質は当然維持しないといけないので、最低限、先ほど言われたように何百万とかかかる、という話でした。そこで、やはりこの市議会としてインターネット中継を進めていくというのを採択した以上は、予算は確かにかかって、すぐすぐにはつけられないかもしれませんが、やっぱり予算の要求は積極的にしていくべきなのではないかなと考えております。いつになるか、確かに予算のことがありますので分からない部分もあるかと思いますので、先ほど土光委員が言われましたけれども、委員会室での設備が整わなくて、本会議場で委員会が開かれる場合はやはり、今あるのを積極的に活用していくことが陳情に応えることになるのではないかなと考えております。以上です。

**○稲田委員長** 又野委員、1点確認です。先ほど採択と言われたと思いますが、趣旨採択で記憶しておりますのでよろしいでしょうか。

**○又野委員** 失礼いたしました。

**○稲田委員長** ほかに御意見ございますでしょうか。

国頭委員。

**○国頭委員** たまたま先般、大阪府和泉市、17万5,000ぐらいのまちだったと思うんですけど、の市会議員さんとお話したときに、そこでは委員会のインターネット中継をやっているんですね。私も見ていたもので、聞いたんですけども、そんなにかからなかった。執行部側から議員のほうだけ写しているんですけども、執行部がちよっと映らないんですけど、伺いました。そういった先ほど先灘さんから、元々の設備があんまりないところは少ないというか、確かに肉声でやっているところは最近は少ないのかもしれないですけど、そういった話もありましたし、かかるのは仕方がない。だから一からやるというのは費用がかかるので仕方がないのかなと思いますし、だから、今までの見積りも踏まえながら、やっているところを参考にしながら、検討すべきではないかなと思っております。以上です。

**○稲田委員長** ほかございますでしょうか。一応そういたしますと、今日、出た御意見を

私と事務局等々で、また副委員長とまとめさせていただいて、方向性を、これだという意味ではないですけど、どういった視点で考えていくのかということを取りまとめさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○稲田委員長** そういたしますと、次、(3)に移ります。議会傍聴に係る手話通訳の実施についてでございます。資料3でございますが、まずは事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

森井さんをお願いします。

**○森井議事調査担当局長補佐** 手話通訳についての経過を私のほうから説明させていただきます。手話通訳につきましては、手話言語条例の対応に当たりまして、昨年度の議会運営委員会で2回程度議論しておりまして、令和2年2月20日の委員会におきまして、手話通訳者がまだ少ないままであるということ、それから関係団体から特に要望はないというところを報告したところでございますが、これを受けて喫緊の課題ではなく、経過観察をしていく状況ではないかということになっておりました。その際に、委員から過去に手話通訳を実施した実績がありまして、常時の手話通訳は無理でも、スポット対応が可能であれば、ホームページで広報してみたらどうかとの御意見がございました。そこで手話通訳対応の態勢整備を図るため、コロナ禍での傍聴自粛解除後、協会と協議してみたところ、対応は可能であるということでございまして、条件や見積りの提示があったところでございます。以上が経過になります。

**○稲田委員長** 瀬尻さんをお願いします。

**○瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** そうしますと公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会との協議内容について御説明させていただきます。資料3のほうを御覧ください。

依頼先となります協会の中に、東・中・西部に聴覚障がい者センターという事業所がございまして、米子市内にあります西部聴覚障がい者センターと協議させていただいたところでございます。

資料に沿って説明させていただきますが、まず申込期限でございます。原則15日前ということでございますが、直前、前日までの派遣依頼も可能というふうに伺っております。柔軟な対応に努めるということでございます。ただし、議会傍聴について、通常のイベントや講演とは異なりまして、専門用語も多く、通訳に高度な技術が必要になることから、確保に係る日数を考えますと、当日の依頼については難しいということでございました。時間につきましては、傍聴にいる時間、希望される時間ということで、先ほど説明したようにスポットでの対応が可能ということでございました。それと併せて、事前の打合せや資料確認のために、別途傍聴前の1時間が必要であるというふうに伺っております。続いて手話通訳者の人員確保でございます。西部圏域では以前こちらの議会運営委員会でも御説明させていただきましたが、西部圏内ではやはり通訳者の人員が不足しているというところで、全県、東部・中部圏域も併せて派遣で対応できるということでございました。手話通訳者は1時間で2人、3時間までは2名で対応するというところでございました。1日になりますと3人ということでございます。情報提供資料でございますけれども、通常の傍聴の資料をお渡しすることになりますけれども、協会からの希望としましては、通訳の精度を上げるために、議員発言内容ですとか、執行部の答弁資料をいただきたいということでございました。ただ、こういった資料提供がなくても対応はできるということでござ

いますが、可能な限りの情報提供はいただきたいということでございました。あと費用についてでございます。派遣費用と交通費、コーディネーター料というのがそれぞれかかります。派遣費用といいますのが、通訳者1人当たり、1時間につき3,500円、交通費につきましては、これは概算でございますが、通訳者1人当たり1キロにつき25円ということで、通訳者の自宅から往復の距離で計算することになります。コーディネーター料につきましては、依頼1件当たり3,620円かかるということでございました。例示といたしまして、傍聴1時間の場合と1日で積算しております。傍聴1時間の場合は、通訳者が2人必要となります。派遣費用としましては、単価3,500円かける通訳者が2名、2時間とありますけれども、先ほど説明いたしましたように、事前打合せが1時間含まれますので、2時間で計算しております。交通費につきましても、これは概算でございますが、一番遠方の東部を想定して積算しております。あとコーディネーター料を含めまして、合計1時間につき2万6,670円という額になりました。こういった計算式で1日となりますと、通訳者が3人となりますので、9万695円という額になりました。あと場所についてでございますけれども、議場の場合は身障者席で、委員会の場合は現在コロナの関係で議場で行っておりますけれども、委員会室の開催に戻った場合は、もちろん委員会室での手話通訳ということになります。あと裏面を御覧いただけますでしょうか。こちらは中国5県内の他市の状況を載せております。対象となります会議ですとか、委託先の外部・内部というのは、委託先でございます。あと場所ですとか事前資料等を記載させていただいております。呉市以外は、場所ですとか、事前資料というのは大体同じ対応ということでございます。あと御覧になっていただくと分かりますように、実績につきましては、どちらの市もあまり希望、依頼が来ていないということが現状というところでございます。こちらを参考にさせていただいて協議していただければと思いますので、よろしく願いいたします。説明は以上でございます。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。まず最初に経過の説明があり内容がございました。こちらは持ち帰りということにさせていただきたいと思いますが、現時点で質問、聞いておきたいことがございましたらお願いいたします。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 今御説明いただきました申込期限のところ、原則15日前までということ、当日の依頼は困難ということですが、これは15日前までに分かれば対応していただけるということでよろしいでしょうか。

**○稲田委員長** 瀬尻さん。

**○瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** あくまでも原則ということでございますので、15日前より近くでも対応はできるというふうに伺っております。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 確認させていただきました。あとですね、時間のところなんですが、事前打合せ、これはどなたとどなたが1時間程度打合せをされるのでしょうか。

**○稲田委員長** 瀬尻さん。

**○瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 手話通訳者の方と事務局で打合せということになります。

**○稲田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 通訳者と事務局側と、傍聴者ではなく事務局側ということですか。内容はど

ういった打合せになるんですか。

○**稲田委員長** 瀬尻さん。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 資料の内容の確認ということで、傍聴者の方も早めに来ていただいて、事務局と通訳者の方と打合せということになります。傍聴の内容について、資料を見ながら打合せということです。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そうすると例えば、10時から本会議が始まりますというときに、10時から傍聴にいらっしゃるという場合は、9時ぐらいに傍聴者と通訳者が来られて、事務局とその当日の内容について、当日の資料を見ながら打合せをしてということによろしいですか。1時間というのが、あまりイメージがつかないんですけど、1時間でどういう打合せをされるのかなと思いますが。

○**稲田委員長** 瀬尻さん。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 協会のほうから1時間はいただきたいというふうに伺っております、打合せの内容については、まだそこまで詰めておりません、今後協議を。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** そういたしますと、先方に御確認していただいて内容がどんなものなのかというのをまた後日でもいいので、議運の委員会のときに分かるようにしていただけたらと思います。

○**稲田委員長** 先灘さん。

○**先灘調整官** 打合せなんです、この15日前にしているという意味から説明させていただきますと、県議会とか倉吉市議会でテレビ中継をしております。そうしますと、議員さんや執行部の答弁の内容というのがかなり専門的になったりしますので、この内容について打合せをします。何も知識がなく手話通訳をすることがなかなか難しい議場での質問・答弁になりますので、そういう部分をかなり打合せをしませんと適切な手話通訳ができないという部分がございますので、そういう議員の質問の内容とか執行部の内容が分かれば、それをいただいた上で打合せをする部分が必要になってくるので、ある程度の時間をいただきたいという部分がございます。本来ですと15日前に倉吉とかになりますと相当質問の通告時間を早くしたりしてありますので、そういう部分で内容をいただいて、あるいは当然ですがいただければいいんでしょうけども、そういうものも含めて、どういう内容なのかという部分を確認するものが必要だというふうに伺っておりますので、このために打合せが必要であると、もちろん資料等も必要であるということは、伺っております。以上です。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** なんとなくは分かったんですけど、通訳される通訳者が用語の理解ができないと通訳しきれないということで、1時間程度、それを整理するために打合せをされたいということでしょうか。

○**稲田委員長** 先灘さん。

○**先灘調整官** 一般の会話とここでの、会議録等を御覧いただきますとかなり専門的な部分もありますし、そういう部分の言葉を一つ一つ瞬時に手話通訳することがなかなか難しいとは伺っておりますので、そういう部分の個別の内容はある程度知識等がないと適切な

通訳ができない部分がありますので、事前の打合せが必要であるというふうに伺っております。

○**稲田委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** 理解いたしました。そういたしますと、事前に1時間前に来られるのは、通訳者だけになるんですか。傍聴者も一緒に来られるんですか。

○**稲田委員長** 瀬尻さん。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 考えておりますのは、通訳者の方と一緒にできればと考えておりますが、傍聴される方も必要であるかというのは、これから確認させていただきたいと思います。

(「お願いします。」と奥岩委員)

○**稲田委員長** 安田委員。

○**安田委員** 確認したいんですけども、この場所ですけれども、議場と委員会室になっているんですけども、委員会室にも対応されるという考え方なんですか。

○**稲田委員長** 瀬尻さん。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** はい、そのとおりでございます。

○**稲田委員長** 安田委員。

○**安田委員** それで問題になるのが、この情報提供資料ということなんですけれども、傍聴用資料というのは、当局が出す資料のことだと思います。それからその右にある備考は、通訳の精度を上げるために、議員発言内容、答弁資料等を希望と、これは早めに出せるんだったらそうかもしれんですけども、議員の場合は委員会室でも議場でも自分の言葉でしゃべりますよね。実際に、文章にしていないこともたくさんあるんです。そういうことをしゃべるわけです。それも委員会室だたらもっともっと範囲が広い内容をほんとに委員会室でもやるのかということが、ちょっと疑問に思うんで、この質問の内容とか、答弁はこうだとかということは、難しいんじゃないかなと思うんですけども、その辺の見解はどうですか。

○**稲田委員長** 松下事務局長。

○**松下事務局長** 事務局としましては、いろいろな想定をして本会議場ですとか委員会室も含めて、どういった対応ができるのかということはこのセンターの方と打合せをしたところでございます。どこまでどういった対応をするのかというのは、この委員の皆様方で議論していただいて、決めていただければなというふうに考えております。

○**稲田委員長** 安田委員。

○**安田委員** 最後にしますけれども、私は議場だけに対応するべきだと思っております。委員会室までするべきではないと思っておりますので、議場の議員の発言は約1時間としてそれに対応する。そういうような方が来られたときの場合ですけれども、それに対応すべきで、委員会室まではしなくてもいいという意見をさせていただきます。

○**稲田委員長** ほかがございますでしょうか。

安達委員。

○**安達委員** 想定が少し自分も食い違っていたんで、議場でこうやって手話通訳をされるという立ち位置が、僕は勘違いしておりました。6階だと思っていたんで、位置が違うんですか。ここの身障の傍聴席ですよ。何人おられて、通訳されることによって身障者の方の人が減るとかがなくて大丈夫なんですか。そこをもう少し確認したいんですが。

この人数のまま、このままで人数限定でできるんですか。

○**稲田委員長** 松下事務局長。

○**松下事務局長** 身障者席についても、一応定員というのを設けておりますので、その定員に達するまでは、対応したいというふうに考えております。

○**稲田委員長** 安達委員。

○**安達委員** それと場面によっては、東部のほうから出かけて来られるとありますけれども、冬場で雪が降ったりなんかというときには、そういった対応までオーケーなんですか。説明の中で心配したんですが、大丈夫ですか。

○**稲田委員長** 松下事務局長。

○**松下事務局長** 申し訳ございません。そこまでの打合せをまだしておりませんで、一般的にどれくらいの費用がかかるのか、どういった方法でやるのかという、一般的な話を今しておりますので、そこら辺りも今後対応していくということであれば、きっちりと打合せをしていきたいというふうに考えております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** まず質問なのですが、スポットの対応という中身です。例えば、スポットというのは、ある日のある時間、何時から何時というふうに考えられるのですが、実際、こういうこともあると思うんですよ。ろうあ者の方が、この議題、この内容についてぜひ聞きたいというふうに思うときに、委員会でこの時間は事前には確定しないですよ。本会議でも多少時間がずれる。だから、スポットという意味で、例えば、この議題についてのところを聞きたいから、それが議論されるときに手話通訳をという、そういった形でも対応可能と考えるのですか。むしろそういう要望のほうが私は多いんじゃないかと思うんですが。

○**稲田委員長** 瀬尻さん。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** 確におっしゃるとおり、時間の設定というのがなかなか難しいと思いますけれども、ある程度この時間になるのではないかとこのころを事務局で見込んで、その希望される方にはお知らせをしていきたいなというふうには思っております。

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 実際やるとなれば、検討すればいいと思うのですが、例えば、この議題について手話通訳というふうにすると、時間は大体想定されますよね、でも事前に来てその議題が始まるまで待機して、そのときだけみたいになると、そのときだけの時間換算で費用をするのかどうか。そういったことも検討課題ではないかなと思っています。対応としては、そういう対応もしたほうがいいかなと思いました。それから、もう一つ質問は、この資料3の裏側で、場所というのがありますよね。これの意味は、例えば傍聴席とか議場とか、つまり、手話通訳者がどこに立つかという意味ですか。

○**稲田委員長** 瀬尻さん。

○**瀬尻局長補佐兼庶務担当局長補佐** はい、おっしゃるとおりでございます。

(「はい、分かりました。」と土光委員)

○**稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 私はできるだけ、そういった要望があった場合に、本会議、委員会を含めて、できる範囲で対応する。できるようにできるだけ対応するという姿勢で検討すればいいの



ではないかと思えます。これは意見です。

**○稲田委員長** ほかございますでしょうか。いただきました意見は、また事務局のほうでも整理させていただいて、また後日それを基に議論をさせていただきたいと思えます。

続きまして(4)、請願書・陳情書の押印について、資料4でございますが、こちら事務局、まず説明を求めます。

安東さん。

**○安東議事調査担当主任** 請願書・陳情書の押印についてということで、御説明させていただきます。資料4を御覧いただきますでしょうか。まず現状についてでございます。まず国についてですけれども、各種申請書等への押印見直しに取り組んでいるというところでございます。この米子市におきましても同様に各部署の状況調査、こういったものを実際使っているかというところの調査を確認しているところでございます。次のステップといいますか、今後どうしていくか、どう変えていくかというところについては、未定ということで伺っております。また米子市議会におきましても、押印を必要とする書類は、幾つかございまして、その中でも対外的に押印を要する主なものとしましては、請願書・陳情書でありますとか、議員政治倫理条例に基づく申請書とかがありますが、今後の運用について検討していただく必要があるというのが現状でございます。

続きまして2番になります。この米子市議会の対応状況についてでございます。当市議会の対応状況というところでございますが、記載のとおりでございます。米子市議会会議規則にのっとり提出者の方に押印を求めているというのが現状でございます。受付としましては、直接手渡しされる、もしくは郵送でのものについても受け付けているというところがございます。また、記載事項等につきましては、米子市議会のホームページでしたりとか、議会だよりでも記載例も含めて掲載してお知らせをさせていただいているところがございます。

続きまして3番の県内の状況というところがございます。県内の状況としましては、県・市が参考としております標準会議規則の抜粋も含めて掲載をさせていただいております。まず左側の請願（氏名の記載）というところがございますけれども、御覧いただきますように、鳥取県、鳥取市につきましては、署名又は記名押印ということにしておりまして、署名でも記名押印でもどちらでも選択できるような運用としておられます。一方、倉吉市、境港市、米子市もそうなんですけれども、こちらは氏名を記載して押印をしていただくような運用をしております。続きまして右側の紹介議員のところにつきましては、これはいずれも署名又は記名押印ということで運用しております。また、右側の陳情書につきまして、こちらにつきましても、この記載させていただいておる県内の県と市につきましては、内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理としてございます。米子市につきましては、裏面のほうにも記載させていただいておりますけれども、米子市議会会議規則の第95条第4項にもございますように、議会運営委員会において議題に供することと決定した陳情書等については、請願書の例により処理するものとするということでございまして、当市議会の運用によって現在請願書と同様で受け付けているというような状況でございます。また、参考に、裏面のほうに掲載をしているんですけども、米子市議会の会議規則、中段のほうが標準市議会会議規則、下段のほうに標準都道府県議会の会議規則を参考で抜粋ではありますけれども、掲載させていただいております。市と都道府県の違いというところですけども、今のところは、先ほど申し上げたようなところで、署名又は記名

押印というところが一つの違いかなというところがございます。これは鳥取県議会でも標準会議規則が平成14年に改正をしておりますけども、同じような時期に鳥取県のほうも規則を改正して運用されているというところがございます。また資料にはございませんけども、衆議院や参議院のほうについても、書き方としましては、氏名は原則自署、もしくは自筆というところで、またはそういったのがされていない場合は、印刷された文字などによる場合や複写されている場合は押印が必要ですよというような案内の書き方をしているところがございます。説明は以上になります。

**○稲田委員長** 説明は終わりました。こちらもちまた持ち帰っていただくとは思いますが、現時点で質問等がございましたらお願いいたします。

土光委員。

**○土光委員** 言葉の意味を確認したいんですけど、署名というのは、自筆で書くという意味ですね。それから、記名押印というのは、例えば名前がプリントアウトとかを含めて名前が分かる。例えば他人が書いてもいい。ただとにかく名前が分かる表現に印鑑を押すというのが記名押印ですよ。倉吉市は、氏名を記載し押印というのは、これは事実上、記名押印と同じ意味に取れるんですけど、そう理解してよろしいですか。

**○稲田委員長** 安東さん。

**○安東議事調査担当主任** おっしゃるとおりでございます、ここの表の書き方については、会議規則をそのまま入れさせていただいているような書き方をさせていただいております。

**○稲田委員長** 先灘さん。

**○先灘調整官** 氏名を記載しの記載の意味でございますが、記名ですから、プリントしたもの、または署名をされても押印は必要だという意味でございます。ですから、自署あるいは印刷ものを含めて記載をしたものについてすべて押印が必要であるという意味でございます。以上でございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、記名押印と同じ意味なんですね。記名だって別に本人が書いて押印しても、記名押印ですよ。だから全く同じ意味だと理解していいですかという確認です。

**○稲田委員長** 先灘さん。

**○先灘調整官** 記名押印というのは、これは自署ではありません。自分で書く分が自署、あるいは署名です。記名は印刷したものです。この表現の考え方は、ですので同じではないということです。

**○稲田委員長** 土光委員。

**○土光委員** そうすると例えば、記名押印というときに、自分で名前を書いて印鑑を押したのは、これは記名押印ということにはならないということですか。なるでしょう。だから同じ意味になるんじゃないか。その確認をしたいです。

**○稲田委員長** 先灘さん。

**○先灘調整官** 実はいろんなところがあります。押印しなければならないという部分があって、ただし書で氏名を自署する場合は、押印は不要とするという表現があります。ですので、この自署又は記名押印は、自署、自分で書いて押印するという意味は入っていないわけです。自分で書けば押印は必要ないという意味でございます。

**○稲田委員長** 土光委員。

○**土光委員** 自署に押印したという、そういう書き方でも記名押印に該当する範疇ですよ。それを確認したいだけです。それは記名押印に当たらないということにはならないでしょう、ということ。

○**稲田委員長** 先灘さん。

○**先灘調整官** 自署したものに押印しても、これは有効です。それは自署のほうに入るわけですから押印が附属でついていますが、自署で有効ですよという意味でございます。以上です。

○**稲田委員長** ほか御質問ございますでしょうか。

又野委員。

○**又野委員** 確認ですけれども、署名、押印、印鑑の押印をとりあえず廃止しようという話なんですけれども、押印をしなければならぬのかみたいな問い合わせとかというのは、実際、陳情者の方とかからあったんでしょうか。

○**稲田委員長** 安東さん。

○**安東議事調査担当主任** 電話等でのお問合せというところでは、あまりそういったお問合せはないんですけども、その分ホームページのほうで必ず押印をお願いしますというような御案内の仕方をしてきましたり、お手数ではあるんですけども、もしこちらのほうに持ってきていただいたりとか郵送で不備といいますか、足りない部分がありましたら、提出者のほうには相談させていただいているという状況でございます。

○**稲田委員長** 又野委員。

○**又野委員** 最初のところには、デジタル化の一環としてと書いてあるんですけども、最終的には、この陳情とかを紙ではなくて、メールとかでも受け付けるのにも向けてのこれは押印の廃止とかそういうような考え方なんでしょうか。

○**稲田委員長** 安東さん。

○**安東議事調査担当主任** 現状のほうでこうやってデジタル化の一環としてというふうに書かしていただいているんですけど、国の動きとしましては、先ほどおっしゃったような動きも入っていると思われまして、ただ、議会のほうの考え方としましては、そこではなく、一つの考え方としましては、押印を必須としているというところではあるんですけども、それに対して提出される方の利便性とかそういった意味合いのほうで考えさせていただいております。

○**稲田委員長** ほかございますか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** そういたしますと、こちら冒頭申し上げました。持ち帰っていただくということで。私のほうから2つ確認をさせていただきます。今日は初めてということでしたので、集約はもちろんございませんが、要は押印廃止の流れに、次回向かうかどうかということと、それから時期ですね。しかるべき早い時期がいいのか。あるいは世の中のほかの流れも見つつ、時期を決めるのかという、要は、向かうのか向かわないのか。いつから始めるのかという、この2点を伺いたいと思いますので、よろしく申し上げます。また、今日配付された資料等々、議会事務局のほうへ不明点があればまた問合せ等お願いいたします。

(1)から(4)が終わりました。次、(5)その他でございますが、こちらからはございませんが、最後全体を通じてでございますが、委員の皆様からほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

○**稲田委員長** 議長、副議長ございますでしょうか。

〔「ありません」と岩崎議長〕

○**稲田委員長** そういたしますと、以上で議会運営委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 17 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定により署名する。

議会運営委員長 稲 田 清